

第 4 章

緑地の配置方針

第4章 緑地の配置方針

緑地の配置方針は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つの機能ごとに定め、保全、活用、育成など施策の方向付けを機能ごとに位置づけます。

4-1 環境保全システムの配置方針

環境保全の機能を果たす緑は、地球温暖化の防止や野生生物の生息・生育環境や住環境に影響を与えるものであり、まとまった面積を持っていることや、緑と緑がつながっていることが重要です。これによって、生物多様性の確保の観点から重要となる有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成が図られます。

- 本市の緑の骨格をなす緑として、国有林、富ヶ岡の森、南の里の森、仁別・三島の森を位置づけます。
- 骨格となる緑をネットワークする緑として、河川や小規模な樹林地、市街地周辺の樹林地などを位置づけます。
- 良好な住環境をもたらす緑として、市街地内の公園や緑地、東の里遊水地、市街地周辺の樹林地、緩衝緑地*等を位置づけます。

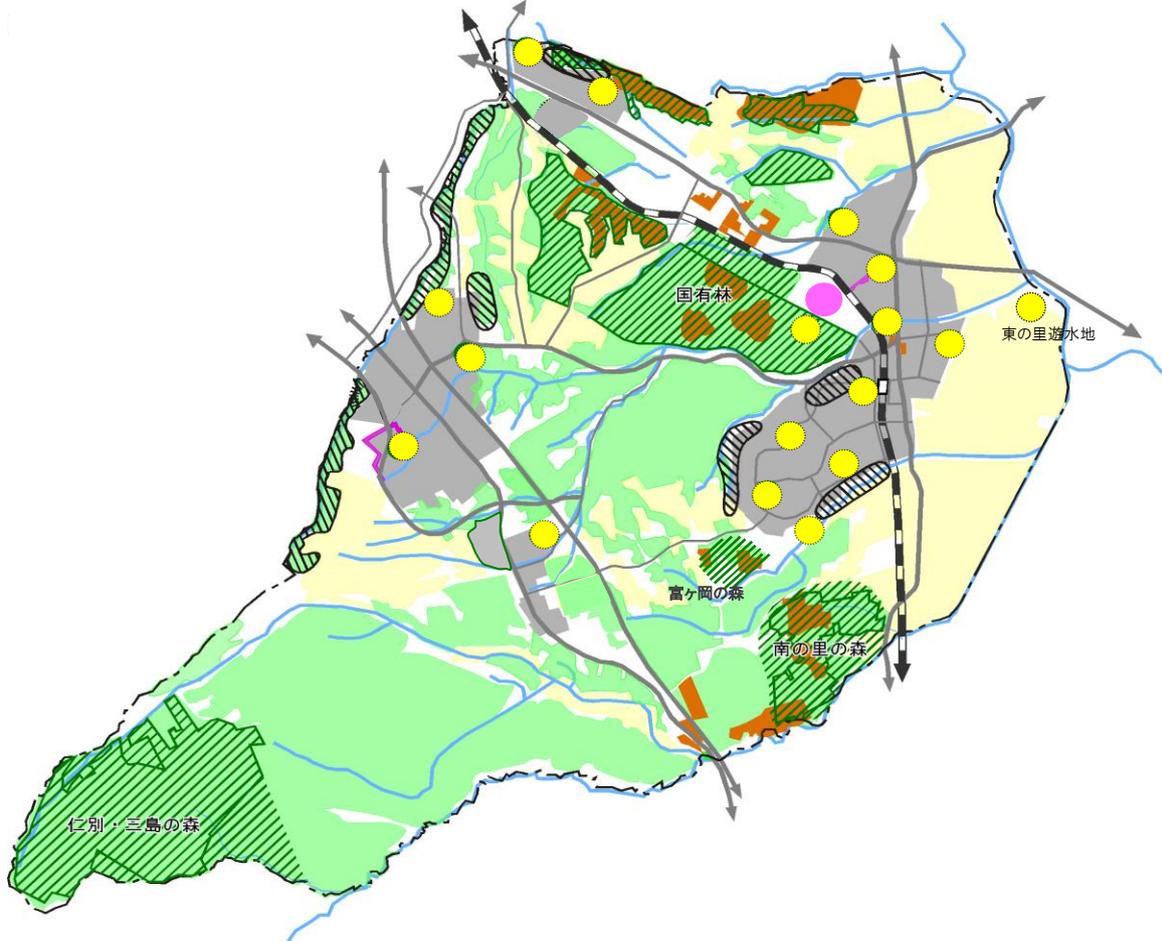


資料： ©Maxar 酪農学園大学農業環境情報サービスセンター作成

*緩衝緑地

都市計画で大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられる緑地。

図表 15. 環境保全系統の配置方針図



凡 例		
緑の骨格の形成	骨格となる森林のうち、主要な部分	
緑のネットワークの形成	自然度が高く、法律、条令により守られている樹林地	
	ネットワークをつくる樹林地	
	各樹林地をネットワークする河川	
各地区の住環境向上をもたらす緑地の緑地の配置	市境界、市街地周辺の樹林地	
	緑豊かな拠点的公園・東の里遊水地	
	緩衝緑地	
農地(農振農用地区域、種苗管理センター)		
幹線道路		
JR線		
市街地		
ボールパーク		
行政区境界		

4-2 レクリエーション系統の配置方針

レクリエーションの機能を果たす緑は、市民全体が利用できる拠点があること、それらと各地区が行き来しやすくなっていること、地区ごとに身近に利用できる施設が整っていることが重要です。

- レクリエーション拠点の緑として、5つの地区の中央にある北広島レクリエーションの森、スポーツ広場、ボールパーク、緑葉公園などを位置づけます。
- 地区内で日常的に利用できる緑として、地区公園*、近隣公園*、街区公園*などの市街地内の公園、都市緑地*、市街地周辺の樹林地を位置づけます。
- レクリエーションの拠点をネットワークする緑として、道道札幌恵庭自転車道線*や市街地内を連絡するサイクリングネットワークを位置づけます。
- その他のレクリエーション系統の緑として、キャンプ場、市民農園、観光農園*、ゴルフ場、史跡や墓園、河川の親水空間、東の里遊水地などを位置づけます。



北広島レクリエーションの森



自然の森キャンプ場

*地区公園・近隣公園・街区公園・都市緑地

P64都市公園の分類参照。

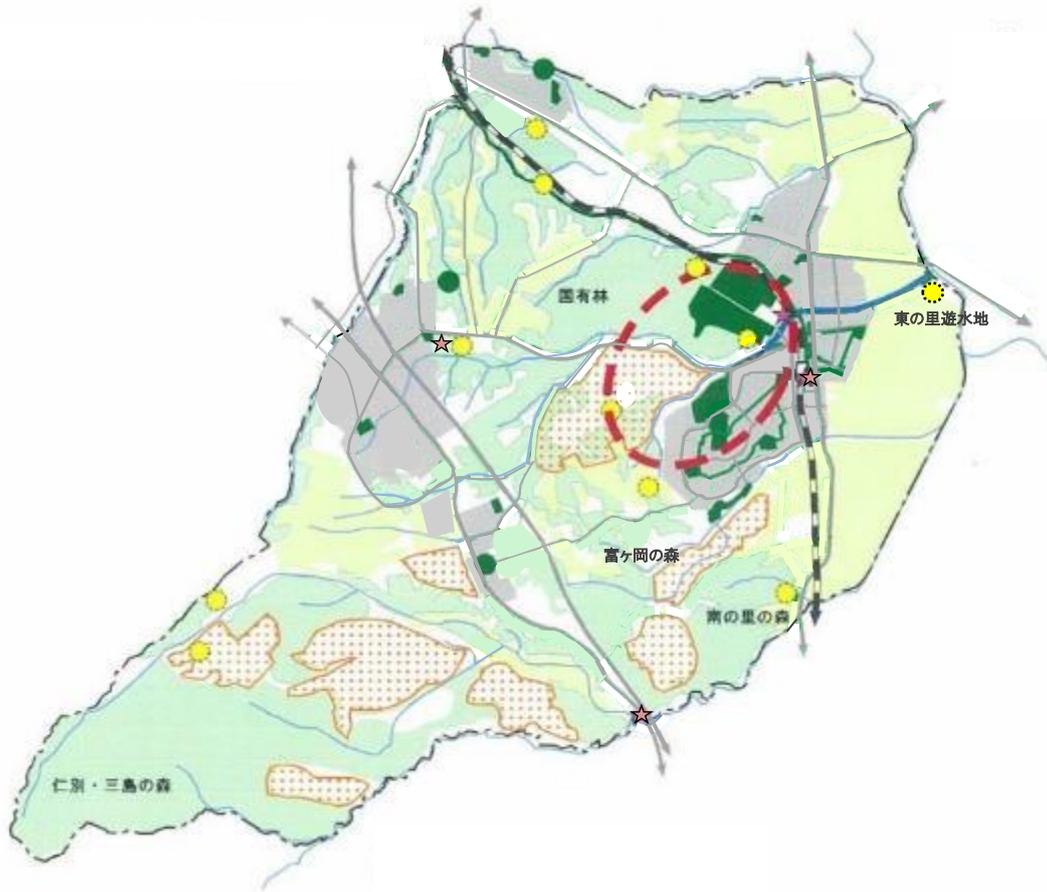
*道道札幌恵庭自転車道線

札幌市中央区北2条東20丁目地先からJR恵庭駅までの約32kmの自転車・歩行者専用道路。

*観光農園

農業に関わる様々な体験を通して、人びとが楽しみながら農業への理解を深めるとともに、消費者と生産者の交流の場ともなる農園。

図表 16. レクリエーションシステムの配置方針図



凡 例			
全市的な利用	レクリエーション拠点	レクの森、総合公園など	
	その他	市民農園、スキー場、東の里遊水地など(屋外施設)	
		総合体育館など屋内レク施設	
		ゴルフ場	
		河川の親水空間	
身近な利用	地区の拠点(日常型)	地区公園、近隣公園など	
	自然と身近にふれあえる緑	学校や幼稚園に近い市街地周辺の樹林地	
施設間のネットワーク形成	歩行者・自転車道路		
幹線道路			
JR線			
河川			
市街地			
行政区域界			

4-3 防災システムの配置方針

防災の機能を果たす緑は、水害や土砂災害などの防止に役立つ緑地が確保されていることや、災害時の避難路、避難場所及び延焼防止の機能を持つオープンスペースや道沿いの緑が確保されていることが重要です。

- 自然災害を防止する緑として、保水機能を持つ国有林、南の里の森、仁別・三島の森、東の里遊水地、河川沿いにある樹林地、農地(水田、畑)、土砂災害を防止する山手町の保安林や南の里地区の防風保安林*などを位置づけます。
- 避難路、避難場所の役割を果たす緑として、道路や歩行者・自転車道路、公園、緑地、公共施設の緑地を位置づけます。



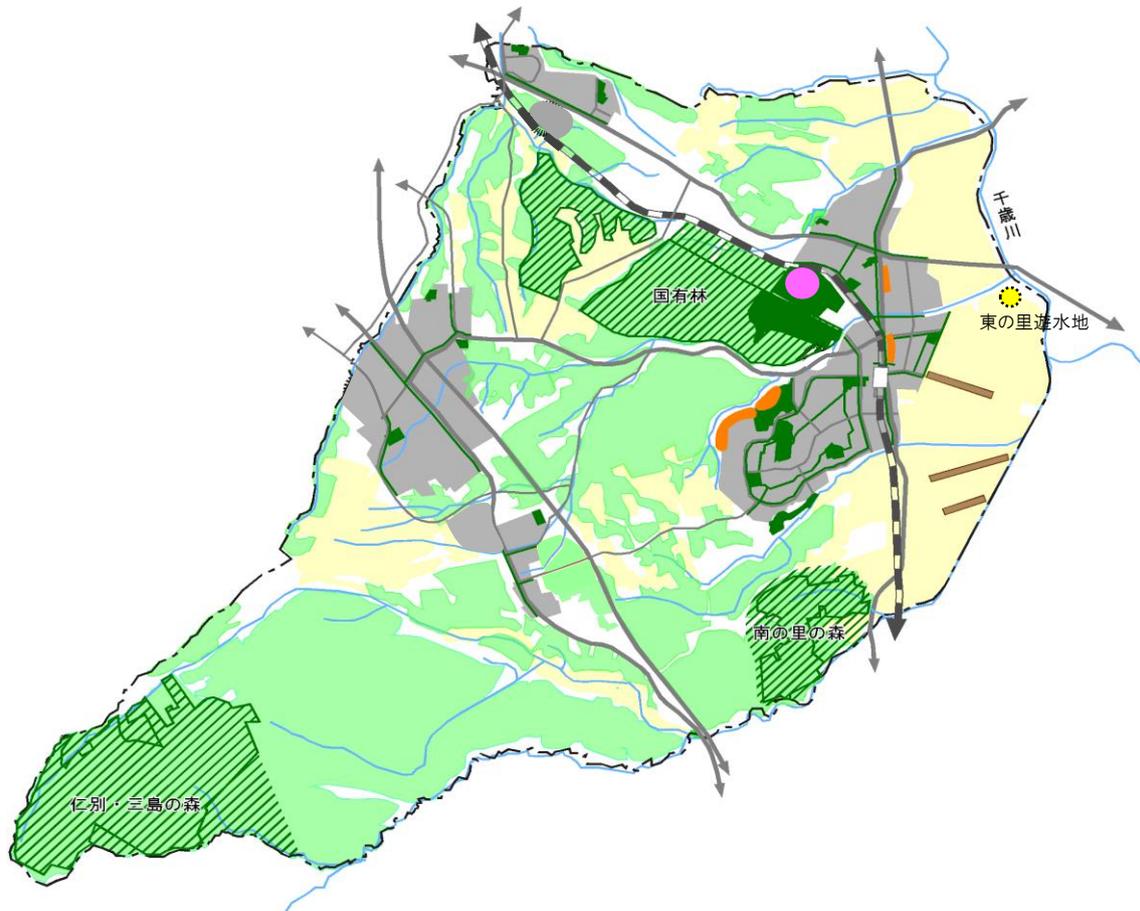
稲穂地区の斜面林



南の里の防風保安林

*防風保安林 風に抵抗して、そのエネルギーを減殺・攪乱することにより風速を緩和し、風害を防止するため、林冠をもつて障壁を形成している林。

図表 17. 防災システムの配置方針図



凡 例			
災害の防止、抑制	水害(河川の増水)の防止	保水機能を持つ大規模な森林	
		樹林地	
		東の里遊水地	
	土砂崩れの防止など	山手町保安林、稲穂町～共栄町の斜面の樹林地	
		防風保安林	
避難場所、避難路	避難場所	近隣公園以上の公園	
		都市計画道路(幅員15m以上)	
	避難路	市街地内の歩行者・自転車道路	
幹線道路			
JR線			
河川			
市街地			
ボールパーク			
行政区域界			

4-4 景観構成システムの配置方針

景観構成の機能を果たす緑は、背景となる山地や丘陵地の樹林地が残されていることや、河川、道路、J R沿線などの目に入りやすい軸的な緑が生かされていること、また、住宅地、工業地や拠点となる場所では、市民参加を進めながらのおいや、それぞれの地区が持っている特徴を生かした地域らしさを演出することが重要です。

- 四季折々の自然景観を形成する緑として、国有林、富ヶ岡の森、南の里の森、仁別・三島の森、北の里から南の里の農地や輪厚の一団の農地を位置づけます。
- 人々に自然の豊かさを印象づける緑として、幹線道路やJ R沿線から見える樹林地や農地、街路樹、丘陵・傾斜地の樹林地、市街地周辺の樹林地、他市町との境界の河川を位置づけます。
- 都市の魅力を向上させる拠点の緑として、J R北広島駅周辺、旧島松駅通所周辺、拠点的な公園、公共施設、道路植栽地の花づくりや植樹、事業所敷地の緑を位置づけます。

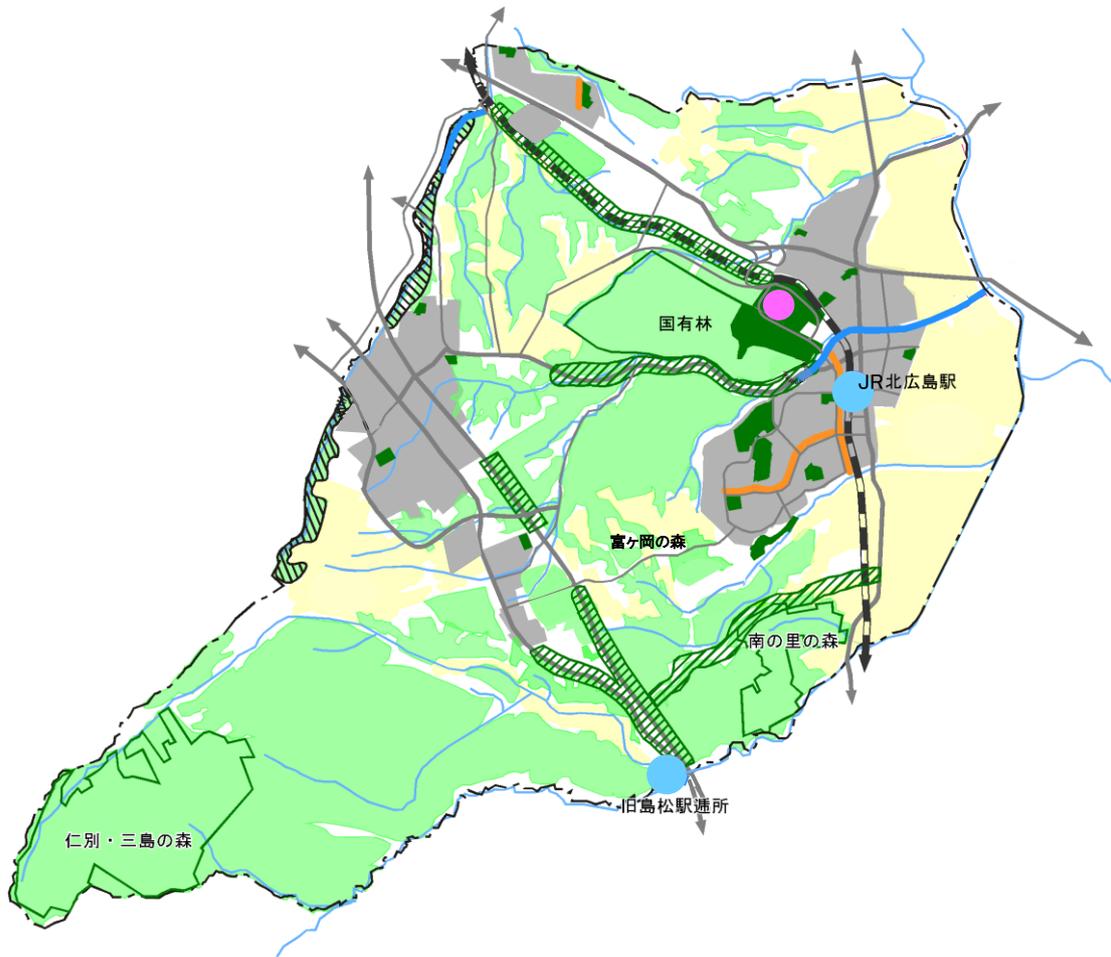


道道栗山北広島線



緑葉公園

図表 18. 景観構成システムの配置方針図



凡 例			
緑景観の基礎	樹林地		
	農地(農用地区域)		
線的な景観の緑	道路軸	丘陵、農地景観を連続的に眺望できる緑	
		市街地内の街路樹	
	河川軸	市街地内、市域境界で潤いある景観をもたらす河川	
		河川とともに市域境界の軸景観をつくる樹林地	
拠点的な景観の緑	顔となる拠点景観の緑	JR北広島駅周辺、旧島松駅通所	
	拠点的な公園		
幹線道路			
JR線			
市街地			
ボールパーク			
行政区境界			

※公共施設及び事業所敷地については、市内全域に点在するため掲載しておりません。

4-5 総合的な緑の配置方針

本市の緑地を生物多様性の確保に関する視点からの配置（エコロジカルネットワーク）を含め、総合的な緑の配置方針は以下の通りです。

(1) 中核地区（骨格的な緑の配置）

郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地として、本市の緑の軸の骨格を形成する国有林、富ヶ岡の森、南の里の森、仁別・三島の森を位置づけ保全します。

(2) 回廊（ネットワークの形成）

中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間を形成する緑を配置します。

- ・骨格となる緑をつなぐ位置にある小規模な樹林地
- ・農地
- ・河川及び河川沿いの緑
- ・道路、JR沿線の樹林地、歩行者・自転車道路の緑

(3) 拠点地区（重要な緑の配置）

市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる良好な住環境形成や重要な緑地として、以下のものを保全・創出します。

- ・東の里遊水地
- ・市街地内の緑豊かな公園や緑地
- ・都市の顔となる拠点の緑

(4) 緩衝地区（重要な緑の配置）

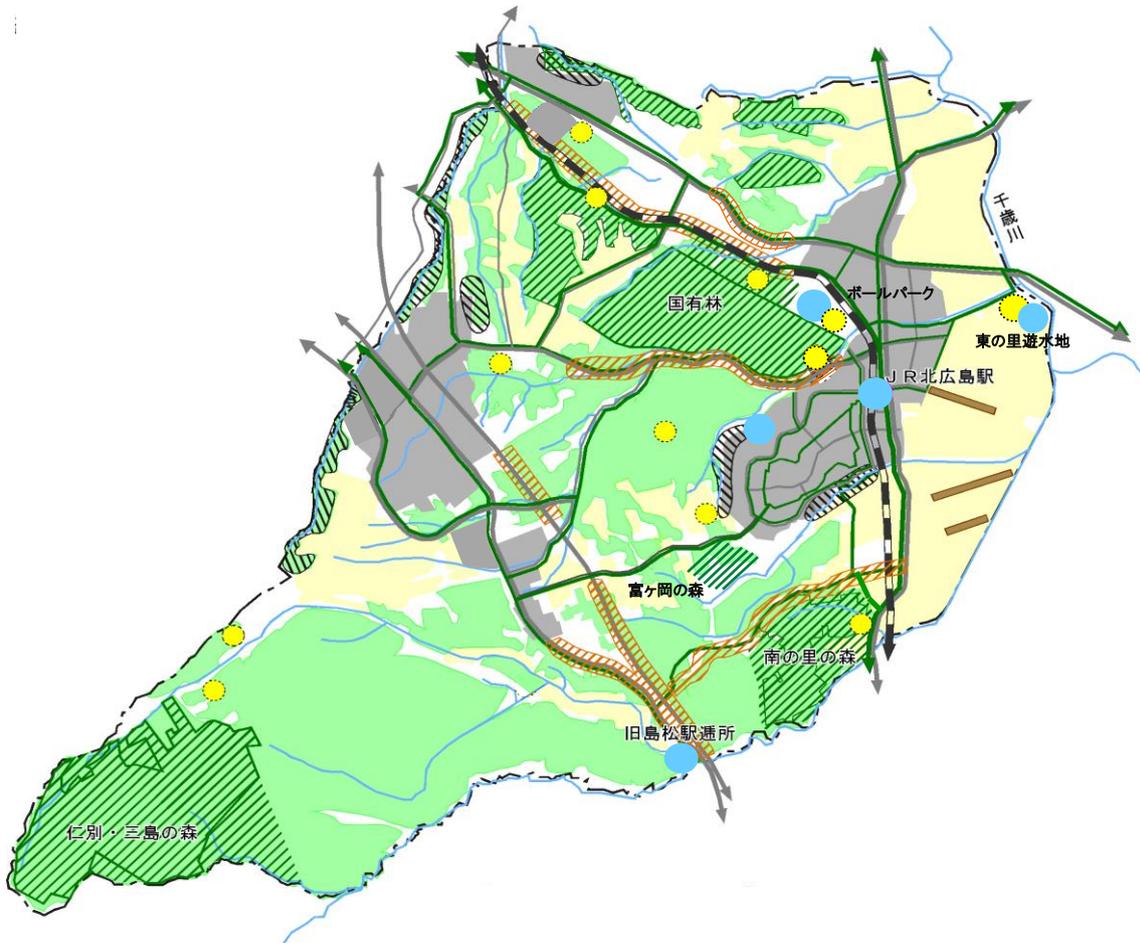
中核地区、拠点地区、回廊に隣接して存在し、これらの地区が安定して存在するために必要な緑地を含む緩衝地帯として、以下のものを保全・創出します。

- ・市街地周辺の樹林地
- ・緑化、花づくりによる良好な住環境
- ・市民の交流促進に資するレクリエーション施設
- ・自然災害を防ぐ、防風保安林や斜面の樹林地

図表 19. 総合的な緑の配置方針

区 分		対 象 と な る 緑
(骨格的な緑) 中核地区	国有林	・水源涵養保安林 ・特別天然記念物野幌原始林
	南の里の森	・特別緑地保全地区
	富ヶ岡の森	・市有林
	仁別・三島の森	・水源涵養保安林
(ネットワークを形成する緑) 回廊	森林・農地などのネットワーク	・骨格となる森林をつなぐ位置にある小規模な樹林地・農地
	河川及び河川沿いの緑	・輪厚川、中の沢川、島松川 など
	道路・JR 沿線の樹林地	・国道 36 号、国道 274 号、ボールパーク関連道路、JR千歳線、道央自動車道沿いで特に緑の豊かさを感じられる区間、歩行者・自転車道路
(重要な緑) 拠点地区	市街地内の緑豊かな公園や緑地 都市の顔となる拠点の緑	・JR北広島駅周辺 ・旧島松駅通所周辺 ・緑葉公園、総合運動公園(ボールパーク) ・東の里遊水地
(重要な緑) 緩衝地区	市街地周辺の樹林地	・大曲東小学校うらの森、西の里白樺林 など
	緑化、花づくりによる良好な住環境	・花や緑が豊かな住宅地 ・敷地内緑化等による工業地 ・花や緑が豊かな商業業務地
	市民の交流促進に資する緑	・キャンプ場、スキー場、市民農園、東の里遊水地 など
	自然災害を防ぐ緑	・防風保安林、山手町の保安林 など

図表 20. 総合的な緑の配置方針図



凡 例		
中核地区 (骨格的な緑)	国有林、南の里の森、富ヶ岡の森、仁別・三島の森	
回廊地区 (ネットワークを形成する緑)	骨格となる森林をつなぐ小規模な樹林地	
	農地	
	河川	
	道路・JR沿線の樹林地	
拠点地区 (重要な緑)	歩行者・自転車道路	
	市街地周辺の樹林地	
緩衝地区 (重要な緑)	市街地内の緑豊かな公園緑地、都市の顔となる拠点の緑	
	市民の交流促進に資する緑	
	防風保安林	
幹線道路		
JR線		
市街地		
行政区域界		